

# 学修支援のしおり



花園大学

## はじめに

花園大学には、大学生活のなかで様々な支援を必要とする学生が在籍しており、2011年に学生支援室を設置以降、学科教員と連携しながら学習指導、生活指導など、これまで様々な形で学修支援に取り組んできました。

2021年に「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が2024年4月から義務化されることに伴い、本学で取り組んできた学生支援について再検討し、合理的配慮を中心とした整理を行いました。

本学は、支援を必要とする障害のある学生が、他の学生と同じ環境で大学生活を送れるように、授業における配慮など具体的な支援を定めた「学修支援のしおり」に則った学修支援を行い、すべての学生にとって学びやすい大学にしていきたいと考えています。

それぞれの立場で行える支援をし、「誰一人取り残さない～leave no one behind～」の実現を目指していきます。

# 修学支援にあたって

## 1. 基本方針

障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会、教育の質、公平に評価される機会等を確保することが求められます。

障害のある学生の支援をスムーズに進めるには、学生の所属学部・学科の教育組織の主体的関与が不可欠であり、学内での情報共有と連携が必要です。

本学では、学生相談支援室が配慮・支援を必要とする学生の相談窓口となり、障害のある学生が安心して学生生活を送れるように努め、各部署との連絡調整も行っています。

## 2. 合理的配慮の基本的な考え

障害者差別解消法において合理的配慮の規定は、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき」にその社会的障壁を除去することとなっています。

配慮・支援の目的は、学修環境を平等にすることであり、結果(単位取得)を保証するものではありません。大切なことは、障害のある学生の「自立」につながる支援です。「何でもやってあげる」のではなく、やり方を共に考えながら、次第に自分でできるようにしていく支援です。自立のためにもっとも必要な能力は、自分の障害の状態や、何ができて何ができないかを周りの人にわかりやすく説明できる力であるといえます。社会的ルールを守りつつ、困った時に必要な配慮を適切に求められる力を育てることも、支援活動の重要な側面です。

## 3. 配慮の流れ

### (1) 入学時

- ① 学生は、入学することが決まれば、学生相談支援室に配慮懇談希望を連絡することができます。

学生相談支援室	TEL:075-283-0030	E-mail:gakushien@hanazono.ac.jp
---------	------------------	---------------------------------

- ② 連絡を受けたら、大学より、配慮・支援にかかる要望書様式を学生に送付します。
- ③ 学生は、要望書に必要事項を記入し、診断書や手帳の写し等、可能な限り配慮の根拠になる資料を添付し、学生相談支援室に送付します。
- ④ 提出された要望書に基づいて、学生生活を送るにあたり、どのような配慮・支援が必要であるか、どのような配慮・支援が可能であるか、本人・家族等と本学関係者(学科教員、教務課、学生支援課、学生相談支援室、保健室等)が懇談し、配慮・支援内容を決定します。

- ⑤ 大学は、決定した内容に基づいた、個々の配慮・支援を記載した文書を作成し、ポータルサイトから配慮文書の受け取りについて連絡します。
- ⑥ 学生は、学生相談支援室で配慮文書を受け取り、名前と顔を覚えてもらうため、各学期の最初の授業で授業担当者に渡します。授業担当者に直接渡すことが難しい場合は、学生相談支援室に相談することができます。
- ⑦ 教務課は、各学期の履修登録が完了した段階で、授業担当者に各授業の配慮・支援学生一覧を配付します。

## (2) 在学中

- ① 学生は、本人の状態に変化があった場合や、授業を受けて困ったことがあった場合は、入学時の配慮懇談の有無に関係なく、いつでも学生相談支援室に申し出ることができます。
- ② 教員は、学生から合理的配慮への相談や申し入れがあった場合は、学生相談支援室に相談いただくことができます。

学生からの申し出があった場合は、学期途中でも関係者と懇談し、新たな配慮・支援内容を決定します。

- ・ 配慮文書は、履修科目や授業担当者が同じであっても、学期ごとに渡す必要があります。
- ・ 定期試験で配慮・支援が必要となった場合は、教務課や学生相談支援室に相談することができます。
- ・ 翌年度以降も配慮・支援を継続する場合は、毎学年始め(3月～4月)に、学生相談支援室へ来室、またはメールで連絡する必要があります。

合理的配慮の決定過程においては、権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うため、本人・家族等とともに可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定していきます。

配慮・支援内容は個人情報となりますので、文書を受け取った授業担当教員や関係者以外には知ることができません。周囲の学生(友人)にも伝えたい場合は、学生本人が個別に伝える必要があります。

## 配慮・支援にかかる相談窓口(自適館2階)

学生相談支援室 TEL:075-283-0030(内線 435・436) E-mail:gakushien@hanazono.ac.jp

## 合理的配慮による支援

大学における合理的配慮は、学生からの要望と以下の原則に基づき、講義に関する配慮・支援方針を決定し、個別に行います。

### 1. 対面授業の重視

本学では、教員と学生が同じ空間、時間を共有しながら、一方通行ではない授業が行われることで、教育効果が高まると考えています。

あらゆる授業形態において、教員⇄学生、学生⇄学生の対話の機会が増えるよう、授業の特性に応じた工夫や、学生の反応や理解度をうかがいながら授業内容に変化を持たせるなど、一方通行にならない授業を展開していきたいと考えています。

### 2. 出席について

対面授業を重視しますので、教室で受講(出席)することが原則となります。

出席回数は、成績に反映しません(出席点はありません)が、一定回数以上の出席を単位認定の要件にする科目(資格に関連する科目など)もあり、授業担当者が定めた評価基準に従って成績が決定します。また、出席回数や成績は、奨学金受給の判定材料として使用されます。

授業をすべて出席していても、定期試験やレポート、日々の提出物などが不良であれば、評価されない場合もありますし、定期試験やレポート、日々の提出物などをすべて提出していても、授業に出席していない場合は評価されないことがあります。

いかなる場合の欠席であっても、配慮されるものではありませんが、「学校保健法」「学校保健安全法施行規則」に基づき、学校感染症(インフルエンザ、コロナ感染症など)であると医療機関で診断された場合や、忌引きなどの場合は、授業担当者により配慮される場合があります。

### 3. 授業の配慮・支援について

授業によって、授業方法、評価方法は異なります。授業の配慮・支援についても、授業の目的や内容によって異なりますので、授業の本質から外れる配慮や支援を行うことはできません。そのため、すべての授業で同じ配慮・支援が受けられるわけではありません。

例えば、グループワークのスキルを身に付けることが目的の授業であるにもかかわらず、対人コミュニケーションが苦手な学生に対して、レポート等で単位を認めるような配慮は、授業の本質から外れているため授業配慮とは言えません。人前での発表が苦手な学生が授業で発表しなければならない場合、授業担当者が代読するなどの方法が可能であるならば、授業配慮となるでしょう。授業担当者は、授業の本質について合理的な説明(〇〇だからできる/できない)を明確にできるようにしてください。

## 【具体的な例】

障害種別による具体的な授業の配慮・支援の例は下記の通りです。

ただし、すべての授業で実施できるとは限りません。

### 視覚障害の場合

- ・座席配慮
- ・テキストのデータ化
- ・資料の拡大印刷
- ・ノートテイク(学生による講義時の補助)
- ・板書の撮影許可
- ・教室の調整
- ・レジメの点字印刷(教務課)
- ・点字ディスプレイ(図書館)
- ・拡大読書器・音声読書器・PCの画面音声化ソフトの使用  
(学生相談支援室・図書館)
- ・定期試験の時間延長、別室受験
- ・iPad の貸し出し など

### 聴覚障害の場合

- ・口話、筆談等
- ・UDトーク
- ・ノートテイク(学生による講義時の補助)
- ・リスニングの授業や試験の代替措置・免除の検討
- ・ビデオ教材の字幕等 など

### 病弱・虚弱の場合

症状は様々で、時期によって体調も変わるため、定期的に面談をしてその時々体調を、教員と諸機関で共有しながら対応していきます。

### 肢体不自由の場合

- ・ノートテイク(学生によるノート代筆)
- ・机、椅子などの配置
- ・移動のためのスペースの確保
- ・教室の調整
- ・定期試験の別室受験 など

### 発達障害の場合

- ・座席配慮
- ・講義の録音許可
- ・板書の撮影許可
- ・ノートテイク(学生によるノート代筆)
- ・スケジュール管理の支援
- ・定期試験の別室受験、PC 解答 など

### 精神障害の場合

- ・座席配慮
- ・定期試験の別室受験 など

学生の疾患・障害や様態によって支援方法は様々です。従って、授業担当者の理解や状況観察、定期的な面談、専門家によるカウンセリング、家族等や主治医等の医療機関、支援機関等との連携も重要です。





【発行】 2024(令和6)年2月26日

花園大学

〒604-8456 京都市中京区西ノ京壺ノ内町 8-1

TEL 075-811-5181

FAX 075-811-9664